

確定申告

はお早めに！

問・所得税に関すること…東金税務署 ☎0475-52-3121
・町民税に関すること…町民税務課 課税係 ☎77-3915

町の申告相談

■相談会場

役場2階大会議室

■相談内容

所得税・住民税の確定申告

■申告書提出のみの窓口

役場1階町民税務課課税係

【注意】

確定申告のうち、次の相談は町でお受けすることができません。
東金税務署に相談してください。

- ・ 事業などを開始して初めての申告
- ・ 青色申告
- ・ 所得計算が複雑な申告（外国為替証拠金取引（FX）、アパート経営など）
- ・ 譲渡所得（土地、建物、株式、会員権の売却など）の申告
- ・ 配当所得の申告
- ・ 災害の控除（東日本大震災、台風災害などによる雑損控除なども含む）の申告
- ・ 山林所得、退職所得
- ・ 贈与税、相続税、消費税など

町の申告相談日程

月 日	対 象 地 区	
	午前9時～11時	午後1時～4時
2月 16日(月)	はにわ台東	はにわ台南
17日(火)	はにわ台北1・北2	パルールド、小池5、あけぼの
18日(水)	小池1・2・4、ハニワ台ニュータウン	千代田、坂志岡、スカイビレッジ
19日(木)	小池3・6・7・8・9	岩山、三和、朝倉、浅川稲葉、一本松
20日(金)	全 地 区 対 象	
23日(月)	山中東、山中西	境宮崎、下吹入、上吹入
24日(火)	中郷、中谷津、住母家	高谷、殿部田、川津場、山田
25日(水)	菱田東、菱田宿、谷平野	辺田、飯櫃、小原子
26日(木)	大台北、大台南、芝山	大台宿、大台西、芝山台
27日(金)	全 地 区 対 象	
3月 2日(月)	宝馬	牧野東、牧野西
3日(火)	新井田新田	新井田
4日(水)	高田東	高田西
5日(木)	白栴	加茂

3月6日(金)～16日(月)は、全地区対象 【土・日を除く】

申告と納付の期限は…

◎所得税

2月16日(月)～3月16日(月)

◎贈与税（提出は東金税務署へ）

2月2日(月)～3月16日(月)

◎消費税（個人事業者）

3月31日(火)まで

（提出のみ町でも受け付けます）

「振替納税利用時の残高確認」と「期限内納付」について

振替納税を利用されている方は、振替日（所得税は4月20日(月)、消費税は4月23日(木)）にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落とします。事前に残高をご確認ください。

振替納税を利用されていない方は、現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関または所轄の税務署の窓口で納付してください。また自宅からインターネットを利用して納付することもできます。

マイナンバー制度がはじまります

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人にマイナンバー（個人番号）が通知されます。

■対象となる方

- 住民票を有する全ての方に1人1つの番号が通知されます。

■マイナンバーの通知

- 10月から住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送付されます。
- 住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。

■マイナンバーは一生使うものです

- 番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。

■利用される分野

- 平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用されます。
- 具体例
 - ・毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します。
 - ・厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。
 - ・証券会社や保険会社などにマイナンバーを提示し、法定調書などに記載します。
 - ・勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票などに記載します。

■取り扱いに注意してください

- マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続きのために行政機関などに提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。
- 他人のマイナンバーを不正に入手することや、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象となります。

■個人番号カードについて

- マイナンバーの通知後に申請することで、個人番号カードが交付されます。

- 個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として使えるほか、さまざまなサービスに利用できます。

- e-Taxなどの電子申請などが行える電子証明書も標準搭載されます。

- 住民票、印鑑登録証明などのコンビニ交付サービスに利用できます。

■住基カードと個人番号カードについて

- 個人番号カードが平成28年1月から交付されます。これに伴い、住基カードの新規発行は行われなくなります。ただし、すでに発行済みの住基カードは引き続き有効期間内はご利用いただけます。
- 住基カードと個人番号カードの両方を所持することはできません。有効期間内の住基カードをお持ちで、個人番号カードの取得を希望される方は、住基カードを廃止後に個人番号カードの申請をお願いいたします。

■お問い合わせ

マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関するお問い合わせはマイナンバーコールセンターまでお願いします。

☎0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

受付時間 平日午前9時30分～午後5時30分

（土日祝日・年末年始を除く）

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語対応（英語）は☎0570-20-0291にお掛けください。

※一部IP電話などで上記ダイヤルにつながらない場合は、☎03-6441-3457にお掛けください。

